身体障害者手帳の申請手続きについて

1　診断書の作成

身体障害者福祉法第 15 条指定医師（指定障害者区分）に障害程度に該当するか相談し、該当する場合に診断書を書いてもらいます。指定されていない医師が作成したもの、指定障害者区分以外のものでの申請はできません。病院に所定の診断書様式がない場合は、市役所障がい福祉課窓口又は埼玉県総合リハビリテーションセンターHP にて取得できます。

※審査の結果、手帳非該当となった場合においても、診断書料は自己負担となります。

※障がいの状態によっては、指定医であっても診断書の作成が困難な場合があります。必要に応じて、診断書の作成が可能か医療機関へご確認ください。

※障害者手帳の等級は、身体障害者福祉法の基準に基づいて定められており、国民年金法や厚生年金保険法などの基準と異なるため、必ずしも一致するとは限りません。

埼玉県 HP（第 15 条指定医師）

埼玉県 HP（手帳用診断書）

2　申請

【必要な書類】

□身体障害者手帳交付等申請書　※市窓口にて記入

□診断書（所定の様式）　※診断書作成日から３か月以内のもの

□個人番号を確認する書類　※マイナンバーカード等

□写真付きの本人確認書類　※本人以外の方が申請される場合

障害者手帳に添付する顔写真は、４　交付 時に必要となります。

手帳申請済

【自動車税減免の仮申請について（対象となる等級は県 HP を参照）】

自動車税の減免申請期限は、納税通知書に記載された納期限までですが、期限を過ぎても申請できます。その場合の減免額は、申請月の翌月からの月割額となり、手帳申請中でも減免の仮申請ができます。仮申請時の必要書類として、手帳申請済欄に受領印が押印された本紙をご利用ください。

※手続き方法については、所管となる県税事務所へお問い合わせください（越谷県税事務所：048-962-2231）。

埼玉県 HP（自動車税減免）

3　審査

市窓口にてお預かりした申請書類を、埼玉県総合リハビリテーションセンターへ進達します。

申請を受けてから手帳交付までには、通常２か月程度かかります。

※診断書に疑義が生じた場合、審査に２か月以上かかる可能性や、再度受診が必要となる可能性があります。

4　交付

該当になると埼玉県から市へ手帳が届きます。その後、市から申請者に手帳交付を通知します。障害者手帳に貼付する顔写真（タテ４ｃｍ×ヨコ３ｃｍ）など、通知に記載されている必要書類をそろえてご来庁ください。

※手帳交付時に、手帳取得により受けられる障がい福祉サービスについての説明・手続きをしますので、お時間に余裕をもってご来庁ください。

裏面へ続く

5　交付後

手帳交付後、氏名・住所などに変更が生じた場合は届出が必要です。

また、手帳の「要再認定」欄に年月が記載されている場合、その時期に改めて１５条指定医師に受診し、診断書を提出した上で手帳の再交付の申請手続きが必要となります。

6　その他

手帳取得により受けられる障がい福祉サービスの中には、年齢要件が設けられているサービスがあります。

重度心身障害者医療費助成

対　象　者	内　容
次の全ての要件に該当する方 ○次のいずれかの障害者手帳の交付を受けている方 (６５歳以上で以下の要件を満たした方を除く) ・身体障害者手帳…１級～３級 ・療育手帳…Ⓐ、Ａ、Ｂ ・精神障害者保健福祉手帳…１、２級 ・埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方 ○生活保護を受給していない方	保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成する制度。 ※**受給者本人の**前年の所得が制限額を超えた場合は、支給停止となります。 ※精神障害者保健福祉手帳１級所持により受給資格を得た方（後期高齢者医療制度加入者を除く）の精神病床の入院に係る医療費は助成対象外となります。 ※精神障害者保健福祉手帳２級所持により受給資格を得た方は、自立支援医療費（精神通院）のみ助成対象となります（後期高齢者医療制度加入者を除く）。

吉川市在宅重度心身障害者手当

対　象　者	内　容
次の全ての要件に該当する方 ○次のいずれかの障害者手帳の交付を受けている方 (６５歳以上で以下の要件を満たした方を除く) ・身体障害者手帳…１級、２級 ・療育手帳…Ⓐ、Ａ ・精神障害者保健福祉手帳…１級 ○次の手当を受給していない方 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ※人工呼吸器管理等が必要と認められる一定の要件に該当する方を除く ・経過措置による福祉手当 ○施設に入所していない方	月額５，０００円の手当を支給します。 支給月：９月（４～９月分）、３月（１０～３月分） ※**受給者本人の**前年の所得に市民税が課税されている場合は、支給停止となります。

【お問い合わせ】

障害者手帳に関すること
担当　障がい福祉課　相談支援担当
０４８－９８２－５２３８（直通）

重度心身障害者医療費助成制度・
吉川市在宅重度心身障害者手当に関すること
担当　障がい福祉課　障がい福祉担当
０４８－９８２－９５３０（直通）